

ため、同月の生活保護費（以下「保護費」という。）は約2,000円過少に支給されている。この過少支給は、同月以前から続いており、処分庁に度々問い質したが返答はなかった。「就労外収入」や「その他控除」の算出基準や算出方法はいかなる法的根拠に基づくものかについても同様である。

(3) 令和4年10月の年金振込額は56,558円、年金生活者支援給付金は3,073円である。同様の計算をすると、同月の就労外収入は $56,558円 \div 2 + 3,073 = 31,352$ 円であるが、同年9月8日付け「生活保護変更決定通知書」の「就労外収入」欄は33,352円であった。

(4) 令和5年8月の年金振込額は57,810円、年金生活者支援給付金は3,142円である。上記(2)と同様の計算をすると、同月の就労外収入は $57,810円 \div 2 + 3,142円 = 32,047$ 円であるが、同年7月3日付け「生活保護変更決定通知書」の「就労外収入」欄は31,352円であった。

(5) 令和6年8月の年金振込額は59,453円、年金生活者支援給付金は3,239円である。上記(2)と同様の計算をすると、同月の就労外収入は $59,453円 \div 2 + 3,239円 = 32,965.5$ 円であるが、同年8月16日付け「生活保護変更決定通知書」の「就労外収入」欄は37,669円であった。

(6) 「生活保護変更決定通知書」に記載される「就労外収入」が過大になると、「収入認定額」が過大となり、支給される保護費は過少となる。これは自分のように切り詰めた生活をし、月末には水と黄な粉で飢えをしのぐ者にとっては重大な問題である。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人に係る保護費の算定については、法令等に則って適切に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分1に係る保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分1を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和6年8月1日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

2 本件処分2に係る保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分2を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和6年9月1日時点で保護の基準を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

3 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年9月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和8年2月17日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

また、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」とし、職権による保護費の変更を規定している。これは、被保護者ごとに異なる生活状況、経済状況が想定されることから、保護の実施機関として適正な保護を実施するため、いかなる場合にどのような保護を変更するかについて、被保護者の実情を把握している実施機関に広範な裁量権が認められているものと解される。

そして、処分に広範な裁量権が認められる場合、処分庁の処分が違法とされるのは、当該裁量権の範囲の逸脱又は濫用があった場合に限られると解される。

そこで、本件処分について裁量権の範囲の逸脱又は濫用がなかったかを検討すると、処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人世帯の収入状況や生活状況を鑑みたくて、法令及び保護の基準を当てはめて、保護費の算定を行っている。

なお、本件処分1については、介護保険料特別徴収額が1,950円（本件処分1前）から1,765円（本件処分1時点）に変更となり、審査請求人の収入が本件処分1前と比べて185円増額したことに伴う処分であること、また、本件処分2については、令和6年度年金額改定（令和6年6月）により同年6月から8月までの年金額（月当たり）が32,232円から33,150円に変更となり、2,754円が過支給となったこと（月あたりの過支給額918円の3か月分）に伴う処分であることから、その算定に誤りはないものと認められる。

また、保護費の算定に当たって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところはなく、裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 平岩 みゆき

委員 吉岡 秀樹